

(仮称)世田谷駅南自転車等駐車場の開設及び指定管理者の選定について

(付議の要旨)

(仮称)世田谷駅南自転車等駐車場の整備開設に伴い、区自転車条例の一部を改正するとともに、指定管理者の候補者を公募により選定する。

1. 主旨

都市計画道路補助154号線の事業進捗により、世田谷駅付近の整備が平成26年度末に完了予定であるが、駅周辺には40～50台の自転車が放置されており、通行の妨げになっている。

このため、区自転車条例第3条第1項及び、「世田谷区自転車等の利用に関する総合計画」に基づき、駅近隣に用地を確保のうえ自転車等駐車場を新規開設する。

また、施設開設にあわせて区自転車条例の一部を改正するとともに、世田谷駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定する。

なお、新規開設する施設については、区自転車条例第23条に基づき、指定管理者による施設管理を行う。指定管理者については、候補者を公募により選定することとし、自転車等駐車場整備の補正予算、土地賃貸借契約の成立等を公募の条件とする。

2. 施設の概要

- (1) 施設名 (仮称)世田谷駅南自転車等駐車場
- (2) 所在地 世田谷区世田谷4丁目7番12号先(別紙案内図参照)
- (3) 概要
- | | | |
|-------|---------------------------------|----------------|
| 面積 | 84㎡ | 用地は土地所有者より賃借予定 |
| 設備 | 自転車用ラック、精算機 | |
| 収容台数 | 自転車60台程度 | |
| 管理方式 | 電磁式ラックによる無人管理(巡回あり) | |
| 運営方法 | 指定管理者による | |
| 事業費概算 | 整備費：約800万円、賃借料：月額16万円
補正予算対応 | |
- (4) 開設日 平成27年4月1日(予定)

3. 指定管理者の指定期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで(1年間)

他の自転車等駐車場の指定管理期間が平成28年3月31日までであり、次期指定管理期間を合わせることで効率的に管理運営するため5年未満とする。

4. 指定管理者の選定方法

区自転車条例第23条の2の規定に基づき、公募により候補者を選定する。

5. 審査体制

(1) 選定委員会の設置

公募により申請団体から提出された事業計画等を選定基準に基づき審査し、指定管理者の候補者を選定するため、世田谷区立自転車等駐車場指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、選定委員会を設置する。

(2) 選定委員会の所掌及び構成

選定基準等に基づき、指定管理者の候補者の選定に係る審査を行い、その経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

構成は、学識経験者を含む外部委員5名と、区職員2名とする。

6. 選定基準等

区自転車条例第23条の2に定める選定基準に基づき選定を行う。

【選定基準】

区民の平等利用を確保した運営ができる。

区立自転車等駐車場の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができる。

区立自転車等駐車場の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有している。

7. 自転車条例の一部改正

区自転車条例第12条の別表第1に新設する自転車等駐車場（施設名、所在地）を追加する。

8. 自転車等放置禁止区域の指定

自転車等駐車場の開設に合わせて、世田谷駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定する。なお具体的な指定範囲は、最新の自転車の放置状況を把握し、自転車等駐車対策協議会に諮問のうえ決定する。

9. 今後のスケジュール

平成26年7月25日	都市整備常任委員会報告（開設、選定方法）
8月～11月	指定管理者の公募及び選定
平成27年1月14日	政策会議報告（選定結果）
2月	都市整備常任委員会報告（選定結果、自転車条例の一部改正） 施設整備工事
3月	第1回区議会定例会（指定管理者、指定期間等の提案、自転車条例の一部改正）
4月 1日	施設開設、指定管理者による管理の開始

案内図
(世田谷四丁目7-12先)

